

令和6年度東久留米市農業委員会活動指針

令和5年3月24日

令和6年3月25日

東久留米市農業委員会

東久留米市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第1条に定める目的達成のため、法6条に規定する所掌事務の処理を遂行するため及び第7条に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、委員会活動の年間計画を次の通り定める。

1 基本方針

都市農業が営まれる農地（都市農地）は、新鮮で安全な野菜等を都心の消費者に供給するほか、地場産農畜産物の地産地消や、学校における食農教育の一端を担っており、地域社会にも大きく貢献している。また、災害時には避難場所としても活用可能なオープンスペースとしても見直されている。

その一方で、都市農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。都市化の進展、相続時の重い税負担、農業者の高齢化や後継者不足等の要因のために、都市農地は減少の一途を辿っている。

このような状況のもと、農業委員会には、地域農業の発展を見据えた活動を積極的に展開し、効果をあげていく事が期待されている。

その一例として、「東久留米市農業振興計画」の推進がある。これは平成28年度から令和7年度末までの長期プランであり、令和2年度に計画の見直しを行い、今後の地域農業の振興を図るため、定められた9つの重点項目について、実施計画を作成しながら推進する必要がある。

農業委員会は、農業振興計画推進協議会をはじめ関係機関と連携しながら進捗状況を随時確認し、必要に応じて修正や見直し等も行う。地域の農業者の代表として、この計画が確実な成果を生むよう積極的に行動し、地域住民に支持される都市農地の維持と、基幹産業としての魅力ある農業経営支援のため、本年度も各種活動を行う。

2 事 業

(1) 会議の開催

① 総 会

法第6条に規定する所掌事務や農政活動に対応するため、毎月1回(25日前後)、定例農業委員会総会を開催する。

② 代表者会議

緊急事案を処理するため代表者(会長・会長職務代理・部会長)による会議を臨時開催する。

③ 部 会

農業委員会活動計画を効率的に運営するため部会を開催する。

ア、農業経営部会

イ、農地部会

④ 研修会

農業施策等に関する研修会を開催する。

(2) 農業委員会活動

1 行動する農業委員会活動の推進

活動目標を明確にし、地域と農業者の期待に応える組織活動を展開する。

① 農業委員会活動方針及び年間計画を定め、これを公表するとともに、積極的に委員活動を行い、地域の期待に応え得る農業委員会づくりを進める。

② 「農業委員活動記録カード」の記録を徹底し、地域のよき理解者・相談者となり、諸問題の解決に努める。

③ 農業者の代表として、日常活動を通じて農業者の意見や要望を集約し、農業施策に関する意見書提出や要請活動に結びつける。

④ 都市農地貸借円滑化法が施行されたことに伴い、生産緑地所有者に周知するとともに、営農が困難となった生産緑地の利活用推進を図る。

2 農地の保全と利用促進

次の活動を通じて、農地の保全管理の徹底と法・制度の厳正な執行に努める。

① 農地管理推進月間(4月・10月)を設定の上、農地パトロールを実施し、農地管理及び指導の徹底を図る。管理不十分な農地に対しては、文書による通知等の具体的提案により解決を図る。

② 各種勉強会へ積極的に参加する。

③ 相続税納税猶予制度や各法制度を的確に農業者に周知し、農地の適正な利用の促進に努める。

④ 農業者の意向を反映した生産緑地の追加指定を進める。

⑤ 都市農地に係る新制度及び情報を農業者に周知し、都市農業の発展につながる活用を促す。

3 企業の農業経営者と多様な担い手の育成・支援

次の活動を通じて、農業経営者・組織への支援を強化するとともに、地域農業の多様な担い手の確保と育成を進める。

- ① 家族経営協定を普及・推進するとともに、女性の担い手育成を支援し、農業経営の近代化を図る。
- ② 東久留米市農業経営者クラブや都市農政推進協議会等と連携し、研修会、講演会等の事業を実施する。
- ③ 定年帰農者、さらに地域住民等を含めた多様な担い手の確保・育成を図る。
- ④ 後継者不足および農業者の高齢化による農業労働力の低下を防ぐため、援農ボランティアを積極的に活用できるよう支援する。
- ⑤ 農業経営改善計画を実現するための施策を支援するとともに、関係機関へ働きかける。

4 地域農業の確立

農業振興計画推進協議会と協力して農業振興計画の推進に努める。

- ① 生分解マルチシートなどを取り入れた環境保全型の農業経営について、市民へのPR活動を積極的に行うよう働きかける。
- ② 直売所等を通じて消費者のニーズにあった農作物を供給する「都市型農業経営」が行えるよう支援し、地産地消を推進する。
- ③ 堆肥を多用する農業、有機質肥料のみで栽培する農業、減農薬農業につながる取り組みを支援し、その取り組みを市の広報等でPRし、都市農地の理解拡大を図る。

5 農業のある地域づくりの推進

次の活動を通じて、農地の持つ多面的機能を活かした取り組みを推進するとともに、地域住民の理解の啓発に努める。

- ① 援農ボランティアの育成及び着実な制度の運用を推進する。
- ② 食の安全・安心や環境保全型農業など、生産者と消費者が「食と農」について共に考えるシンポジウム、学習会等に参加し、交流の機会を拡大する。
- ③ 都市農業の理解につながる市民との交流事業（農業祭・農産物の即売会等の農とふれあう事業）に積極的に参加していく。
- ④ 学校教育との連携を強化し、総合学習の一環として多くの児童・生徒に対する農業への理解を促進し、地域との共生を図る。

6 情報宣伝活動の強化

農業者はもとより、地域住民に対する農業理解の醸成と農業委員会活動の啓発に向けた情報活動を進める。

- ① 日常活動において農業委員一人ひとりが情報の収集・提供活動に積極的に取り組む。

- ② 市の広報やホームページ・SNS等を通じて、農業および農産物に関する情報や、食育基本法を踏まえた食文化の意義等を積極的に紹介する。
- ③ 農業委員会が発行・配布している「農業委員会だより」の内容を充実させ、より多くの市民に行き渡るよう検討する。

7 国・都の施策等に対する要望

「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農地を保全して農業経営を継続していくための税制や法制上の措置と農業振興策が検討されている。これを踏まえて、国及び東京都に要望する内容を提示する。

① 国に対する要望

相続税納税猶予制度を堅持し、さらに適用農地が公共事業等で買収された場合、令和8年3月31日までは利子税が免除される事となっているが、これ以降も免除が継続されるよう要望する。また、現行制度では終生営農が義務付けられているが、農業が営める期間（高齢・病気・障害等の理由により）とするよう要望する。

② 東京都に対する要望

安定した農業経営の確立と快適な街づくりのため、市街化区域における農業基盤の生産緑地を保全する対策を進めるとともに、東京都内の区市が生産緑地の保全・再指定について、統一的な見解を持って取り組めるよう一定の指針を示すことを要望する。

(3) 最適化活動の推進

最適化指針の具体的な目標、評価方法については以下の項目について取り組むこととする。

1 遊休農地の発生防止・解消

① 目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年3月)	136.3ha	0.0ha	0.0%
3年後の目標 (令和9年3月)	131ha	0.0ha	0.0%
目 標 (令和16年3月)	116.3ha	0.0ha	0.0%

② 推進方法：上記(2)の取り組みを通し推進する。

③ 評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化

① 目標

	管内の農地面積(A) (市街化調整区域内)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年3月)	1.9ha	0.4ha	21.1%
3年後の目標 (令和9年3月)	1.9ha	0.4ha	21.1%
目 標 (令和16年3月)	1.9ha	0.4ha	21.1%

② 推進方法：上記(2)の取り組みを通し推進する。

③ 評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進

① 目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和6年3月)	0人 (0ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和9年3月)	0人 (0ha)	0法人 (0ha)
目 標 (令和16年3月)	0人 (0ha)	0法人 (0ha)

② 推進方法：上記(2)の取り組みを通し推進する。

③ 評価方法：新規参入者の数で評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。